

広島県民文化センターふくやま附属設備利用料金表(平成26年4月1日改正)

(単位:円)

区分	名称	所有数量	単位	利用料金	
ホール	舞台設備	所作台	(1式25台)	1式につき	6,480
		平台	(56台)	1台につき	120
		能舞台	(1式)	1式につき	15,630
		仮設花道	(1式)	1式につき	1,340
		松竹羽目	(松羽目1式)(竹羽目1式)	1式につき	1,340
		演台	(1式)	1式につき	520
		司会者台	(1台)	1台につき	210
		金屏風	(1双)	1双につき	1,080
		毛仙	(8枚 1.72×3.6m)	8枚までごとにつき	120
		長布団	(8枚 5.45×1.8m)	8枚までごとにつき	120
		地緋	(2枚)	1枚につき	120
		紗幕(白)	(1式)	1式につき	370
		紅白幕	(1対)	1対につき	120
		浅黄幕	(1対)	1対につき	120
		上敷	(16枚)	16枚までごとにつき	370
		ホール	音楽設備	ピアノ (スタインウェイフルコンサート D-274)	(1台)
大太鼓	(1式)			1式につき	1,340
指揮者台	(1台)			1台につき	120
譜面台	演奏者用(80台)指揮者用(1台)			10台までごとにつき	120
ホール	音響設備	マイク	(26本) (ダイナミックマイク12本) (コンデンサーマイク14本)	1本につき	120
		ワイヤレスマイク	(6本) (ハンド4本 タイピン2本)	1本につき	120
		エレベーターマイク	(1式)	1式につき	1,340
		三点吊りマイク	(1式)	1式につき	1,340
		補助ミキサー	(1台)	1台につき	640
		テープレコーダー	(1台)	1台につき	640
		カセットテープレコーダー	(2台)	1台につき	120
		レコードプレーヤー	(1台)	1台につき	120
		CDプレーヤー	(2台)	1台につき	120
		MDプレーヤー	(2台)	1台につき	120
		はね返りスピーカー	(2台)	1台につき	510
		ステージスピーカー	(4台)(カラム2台含む)	1台につき	770
		ステージモニター	(11台)(ステージフロア)	1台につき	250
		ホール	その他	スライドプロジェクター	(1台)
オーバーヘッドプロジェクター	(1台)			1台につき	640
映写機	(16mm×2台)			1台につき	1,340
ミラーボール	(2台)			1台につき	120
ホール	照明設備	音響反射装置(音響反射板つき)	(0.3kw×36灯)		
		ポーターライト	(0.2kw×80灯)×2		
		フットライト	(0.06kw×96灯)		
		ローア・ホリゾンタライト	(0.3kw×72灯)		
		アッパー・ホリゾンタライト	(0.5kw×52灯)		
		センターピンスポットライト	(2.0kw×2台)		
		マルチストロボ	(0.3kw×2台)		
		サスペンションライト	(1kw×60台)		
		シーリングスポットライト	(1kw×30台)	1KWまでごとにつき	120
		フロントサイドスポットライト	(1kw×32台)		
		トーマタルスポットライト	(1kw×12台)		
		スポットライト	(1kw×63台) (エフェクトマシン1kw×4台含む) (カッタースポット1kw×2台含む)		
		スポットライト	(0.5kw×30台) (フットライト0.5kw×10台含む)		
		ストリップライト	(0.1kw×80台)		
ストリップライト	(0.1kw×40台)				
練習室(1)	練習室(1)	グランドピアノ(YAMAHA G5E)	(1台)	1台につき	1,950
		電子オルガン(YAMAHA EL-70)	(1台)	1台につき	640
		CDプレーヤー	(1台)	1台につき	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台につき	120
		アンプ	(1式)	1台につき	120
練習室(2)	練習室(2)	アップライトピアノ(KAWAI US-9X)	(1台)	1台につき	640
		CDプレーヤー	(1台)	1台につき	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台につき	120
		アンプ	(1式)	1台につき	120
文化交流室	文化交流室	演台	(1式)	1式につき	520
		司会者台	(1台)	1台につき	210
		マイク	(3本)	1本につき	120
		ワイヤレスマイク	(4本)(タイピン1本含む)	1本につき	120
		スライドプロジェクター	(1台)	1台につき	640
		ビデオプロジェクター	(1台)	1台につき	1,340
		DVD・ビデオカセットレコーダー	(1台)	1台につき	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台につき	120
CDプレーヤー	(1台)	1台につき	120		
共通	電気設備	器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金		1KWまでごとにつき	120

2014(平成26)年4月1日現在

備考 1 利用料金は、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとに徴収します。  
2 照明、電気設備の利用料金は、利用又は持込みをする器具等の定格消費電力の合計により計算いたします。